

社会福祉協議会と始めた 定期事例検討会

—シンプルだけど続いている、持続可能な連携—

法テラス魚津法律事務所（当時）



第二東京弁護士会会員

村山 勇輔

Murayama, Yusuke

そろそろこの原稿を書き始めねば…という時期、黒部市社会福祉協議会（以下「黒部市社協」という。）から私宛てに郵便が届いた。中身は富山県社会福祉協議会の広報誌「福祉とやま」。そこでは、「多職種連携による地域の課題解決」というタイトルで、黒部市社協が取り組む事例検討会を特集する記事が掲載されていた。

1 3つ目の法律事務所

法テラスのスタッフ弁護士として私が最初に赴任したのは、法テラス埼玉法律事務所だった。ここでは、2010年1月から約3年間勤務。その間、埼玉弁護士会貧困問題対策本部等の皆様からお力を借りつつ、福祉事務所での出張法律相談の仕組みづくりなどに取り組んだ。

次に赴任した法テラス東京法律事務所では、2013年3月から同じく約3年間勤務。自発的には司法サービスを求めづらい高齢者や障がい者が直面する問題につき、まずは関係機関からの電話を受けて適切なサービスへつなぐ取組や、地域包括支援センターを定期的に巡回する取組など、いわゆる「司法ソーシャルワーク」に力を注いだ。

そして、2018年1月、私は法テラス魚津法律事務所へ赴任した。

私にとっては初の司法過疎地域だった。事務所がある魚津市は、富山県東部に位置し、富山湾と北アルプスに挟まれている。当時、富山地方・家庭裁判所魚津支部管内の弁護士数は、スタッフ弁護士を除くと5名。管内人口は合計約12万人だったので、弁護士1人当たり人口は、スタッフ弁護士がいなくて2万人を超えていた。それまでの赴任地との違いをあれこれと想像しつつ、私は新しい環境へ移った。

2 問合せが来ない…

主に民事法律扶助と国選弁護の事件を取り扱ってきた私にとって、法律事務全般を幅広く取り扱う環境はとても新鮮だった。後見事務の経験はあったが、資力のある依頼者の事件や、裁判所から任される相続財産管理、破産管財…。毎日のように相談予約の電話が鳴り、まさに司法過疎地域という思いがした。

しかし、10か月がたったころ、ふと気づいた。そういえば、高齢者や障がい者を支援する関係機関からの問合せが来ない…。特に10月と11月は2か月連続でゼロ件だった。

決してニーズがないわけではない。関係機関との間で月数十回の電話や打合せなどがあった法テラ

ス東京法律事務所。その現場にいた経験から、それは確信していた。ニーズを顕在化できていないだけだ。ただ、関係機関との連携は、過去の前任者たちも行ってきたはずだ。だとすれば、互いの異動などによってその関係がリセットされてしまうのだろうか…？

3 定期的な事例検討会

とにかくこのままではよくない。私は、関係機関との「顔の見える関係」を継続できるような仕組みを構築したかった。そして、前任者たちとの連携があった近隣の社会福祉協議会を訪ね、何か定期的に顔を合わせる機会をつくれなかと相談した。

すると、ちょうど黒部市社協が、地域住民の見守りや支援を行うネットワークを支えるため、専門職同士の連携強化を図ろうとしていたところであり、それならば毎月1回地域の専門職が集まる事例検討会をやってみようか、という返事をくれた。

その後、2019年3月から、ほぼ毎月1回、黒部市社協で事例検討会が開催されてきた。参加者は、黒部市社協の職員と法テラス魚津法律事務所のスタッフ弁護士のほか、保健師、社会福祉士、保育士、薬剤師、スクールソーシャルワーカー、ケアマネジャー、相談支援

専門員など、さまざまな専門職が10~30名。途中からは、同法律事務所の元スタッフ弁護士で、黒部市内に定着した小林大記弁護士も参加するようになった。

ファシリテーターの進行により、事例提供者が事例の概要を説明しつつ、当事者がどんな人で、何に困っているのかを情報共有。その上で、当事者の強みと課題を出し合い、最後に課題解決のための支援のアイデアや役割分担を話し合う。この流れで、1つの事例を90分かけてじっくり検討する。

いつも感心させられたのは、人物像の共有だ。どこで生まれ、どんな人生を歩み、今はどう暮らしているのかを具体的に確認する。車があると聞いたら「車種は何か?」という質問が出る。ときには、「いつもそこで○○○というアイスを買って食べておられます。」といったエピソードまで出てくる。細かいけれども、その人をより深く理解できた気になるのが不思議だった(もちろん、個人情報やそれにつながるような情報は出ない)。

なお、同種の検討会は、魚津市社会福祉協議会でも実施されていた。それを知った私と当時の同僚、中谷淳弁護士は、2019年4月からそちらにも毎月参加するようになった。

4 ニーズの顕在化

こうして事例検討会を始めると、自発的に相談を申し込むことが難しい住民のニーズが、この地域でも確かに存在することが分かってきた。

当時のメモをざっと見返しただけでも、「90代…認知症あり…日常的な金銭管理を本人ができていない…娘が成年後見制度の利用に消極的」、「精神障害のある40代

…生活費がギリギリで心配…浪費傾向…亡くなった親の遺産分割」、「81歳…軽度認知症…大家が退去を求めてくる」、「80代女性…借金…その額や収支が不透明で本人のデイサービスの回数を増やしたりすることができない」、「障害を持つ独居男性…姉夫婦も70歳を超えており、いつまでも本人の世話を続けられない」、「貸付金の申込みのため社協を訪ねてきた70代半ばの女性…もう1年間くらい給料をもらっていない」、「推定相続人と不仲のため自身の遺産を彼らに相続させたくない并希望している80代」など、成年後見制度をはじめとして、法による解決が有効と考えられる問題は、さまざまな形でこの地域にも潜んでいた。

もっとも、事例検討会を始めた後、関係機関からの問合せ回数が急増したわけではない。もちろん月にゼロ件という状態は脱したし、10回以上の問合せが来る月も出てきたが、十分な効果を確認できるようになるには、まだ時間がかかりそうだった。



黒部市社協での事例検討会

5 持続可能な連携

2021年3月、私は異動で法テラス魚津法律事務所を出た。

しかし、私が抜けた後も、同事務所の後任である佐藤佳実弁護士が、この事例検討会に参加し続けてくれている。

冒頭に書いた富山県社会福祉協議会の広報誌「福祉とやま」では、佐藤弁護士や前述の小林弁護士も写っている事例検討会の風景が表紙を飾っていた。月1回、90分、1つの事例にみんなの知恵を出し合う。シンプルだけど、だからこそ続くのかもしれない。

自分が立上げに携わった仕組みが、今も誰かの役に立っていることを知るの、とてもうれしかった。

地域での連携の実践にエール!

村山さんとは、埼玉で出会い、貧困問題に一緒に取り組むようになりました。悪質な貧困ビジネスを被告とした事件では、村山さんが現場に足を運んでその実態を暴く証拠を採取し、専門機関の協力を得て証拠化するなど、公序良俗違反を認定した勝訴判決への道を切り開きました。

2021年の岡山での人権擁護大会では、地域再生をテーマとしたシンポジウム第3分科会の実行委員会でコロナ禍の2年間労苦を共にしました。村山さんは、地域調査や決議案作成など、事務局次長として力を発揮し、大会を成功に導いてくれました。

貧困問題も、地域再生も、地域での連携と実践、それを一歩一歩持続させ広げる取組が大切。

力まず、広い視野で、困難にめげずに着実に歩みを進め、どこか軽やかですが、しがくもある村山さんの姿勢は、仲間と心地よさや安心感をくれます。仲間を広げて連携し、住民のニーズに対応した地域の課題解決のさらなる実践を期待し、応援しています!

From 猪股 正 (埼玉弁護士会会員)